

しんきんテレホンサービス利用規定

1. しんきんテレホンサービス

- (1) しんきんテレホンサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理する端末機（以下「端末機」といいます）による依頼にもとづき、本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義の預金口座（以下、「指定口座」という。）の所定の照会および通知を行う場合に利用できるものとします。
- (2) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みに基づき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

2. 照会

- (1) 照会に利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ① ダイヤルホン式電話（以下「ダイヤルホン」といいます。）
 - ② プッシュホン
 - ③ ファクシミリ
 - ④ スーパーパソコン端末
 - ⑤ VALUX端末
- (2) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (3) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号（以下、口座番号等）といいますが、届出の暗証番号および指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。
- (4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

3. 通知

- (1) 通知に利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ① ダイヤルホン
 - ② プッシュホン
 - ③ ファクシミリ
- (2) 本サービスにより通知を受信する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機より操作してください。
- (3) 前項の操作により受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、受信者を依頼人とみなし、指定口座の明細情報を依頼人の端末機に送信します。
- (4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更

訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

4. 手数料等

本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。

5. 取引内容の確認

依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

6. 暗証番号等の管理

- (1) 端末機、暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- (2) 端末機は常に依頼人本人の占有・管理下に置き、他人への貸与等を行わないでください。
- (3) 端末機、暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (4) 端末機、暗証番号等につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

7. 免責事項

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容を取引店にご確認ください。
- (3) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. 届出事項の変更

- (1) 暗証番号、指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. 解約

本サービスにかかる契約は、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。

また、1年以上にわたり、本サービスによる照会または通知が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえ、この契約を解約することがあります。

10. 届出印

(1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印章（または署名）を使用してください。

(2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 譲渡、質入れ等の禁止

この契約および契約上の地位その他本サービスの取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

13. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020.04.01)